

第三十四回 参議院運輸委員會會議録第十九号

(三六七)

昭和三十五年五月十七日(火曜日)午前
十時四十九分開会

委員の異動
五月十日委員佐野廣君辭任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。
本日委員谷口慶吉君辭任につき、その補欠として堀木謙三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平島 敏夫君
理事 天竺 良吉君
江藤 智君
村上 春蔵君

委員

金丸 富夫君
重宗 雄三君
堀木 謙三君
三木與吉郎君
大倉 精一君
重盛 壽治君
中村 順造君
白木義一郎君

國務大臣

運輸大臣 橋本 渡君
國務大臣 赤城 宗徳君

政府委員

防衛政務次官 小幡 治和君
防衛庁教育局長 小幡 久男君
運輸政務次官 前田 郁君
運輸大臣官房長 細田 吉蔵君
運輸省鉄道監督局長 山内 公猷君

運輸省鉄道監督 廣瀬 真一君
局固有鉄道部長 辻 章男君
運輸省航空局長 和達 清夫君
氣象庁長官 古谷 善亮君
常任委員 肥沼 寛一君
会専門員

説明員

氣象庁予報部長 肥沼 寛一君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(平島敏夫君) ただいまより委員會を開会いたします。
まず、理事の補欠互選についてお諮りいたします。
先般、理事村上春蔵君が委員を辭任され、去る十三日、本委員會の委員に選任されました。従つて、理事が欠員となつておりますので、この際、補欠互選を行ないます。互選は先例により、委員長において指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、理事に村上春蔵君を指名いたします。
○委員長(平島敏夫君) 委員變更について御報告申し上げます。
本日、谷口慶吉君が辭任され、堀木謙三君が選任されました。

○委員長(平島敏夫君) それでは、これより航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日は、政府側より赤城防衛庁長官が出席されております。
これより前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○中村順造君 航空法の一部を改正する法律案の前に、前から本委員會で問題になっておりました小牧空港の事故の責任の所在でありますが、防衛庁長官も見えておられますので、長官にお尋ねしたいと思ひます。
いろいろ本委員會では、この問題につきましても質問がされました。内容についても調査団を派遣する等いたしました。事故の真相の究明というところを行なつて参つたのでありますが、その中で、いろいろ事故の原因については、大体三つくらいあるということが言われております。

私はこの際、このよく言われている管制官の措置が適切でなかつたということと合せて、ジェット機のいわゆる操縦士、これは衝突でありますから、私が申し上げるまでもなく一つだけでは衝突にならないわけでありまして、二つおつたから衝突になつた。そういういたしますと、衝突をした方の側と、衝突をされた方の側とあるわけですが、衝突をしたという事は、すなわち防衛庁のジェット機の操縦士の問題であります。かなり高速度で離陸をする。しかも相当大型の旅客機が四百

メートル前方にあつた。この点を當時の事情から見ても、防衛庁の教育局長が二回本委員會に出席されました。私どもは質問に答へられました。しかしどうもそれがあまいで、ジェット機の操縦士に責任があるということを明確にされておらないのですが、長官は、どういふふうにお考えになつておられますか。今までのいろいろな報告もなされておつたと思ひますが、この際、私からお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 小牧の衝突事件は、まことに遺憾であり、心からおられた方等に対しまして、心からおやみを申し上げなければならぬ立場にあります。まことに遺憾に存じております。

そこで、その原因等につきましても、いろいろな方面から究明をいたしておるのであります。今お話のように、民間機がバックして行くところに、自衛隊の平野パイロットのジェット機が滑走しまして、左の方に避けたのでありますが、向こうの尾翼にひつかかりまして事故を起こしたわけでございます。この責任について、どうであるか、こゝろからお尋ねでございます。

私も、この自衛隊のパイロットといたしまして、離陸の指令があり、そのあとからも続々と離陸するようになつておりますので、離陸の指示に従つて、それを信じて離陸をした、こゝろからいふことでありますけれども、やはり前方を相当注視する必要があつたのではないか。しかしそのときの事情が

らいたしますならば、前方に工事等もあつて、夜間でありまして、前灯等がまぎらわしかった。その他操縦席から前方をよく見ることが非常に困難な事情にあつた。こゝろからいふに報告を受けております。

でありますので、その指令に従つて、指令を信じて飛び立つた、こゝろからいふことでありますので、私は法律的に責任があるとかどうとかいふことはないうに考えられます。ただしやはり相當の注意をしていなかったといふような点は、これは考えさせられる面でありまして、その点におきまして、もつと注意をすべきものじゃないかという点は感じておる、そういう点において、責任といひますか、感じておるわけでありまして。

○中村順造君 長官のお答え、私は納得できないのですが、この前教育局長も、やはり同じようなことを答へられてゐる。これは法律的な責任があるとかないとかという事は、もちろん大切なことであらうと思ふ。それから當時の事故の起きた状況から判断をいたしまして、その自衛隊の操縦士の方の側に不利な条件があつたといふことも、委員會では明らかにされておるわけですが、しかし、これは情においてのびないといふことでありまして、その責任の所在が、そのためになくなるといふ性格のものではないと思ひます。これは全くその天候のかけんとか何とかいふ不可抗力的な事故ではないわけですが。

本委員会が論議されたのは、旅客機が二十分おくれでおった、それから一つには、管制官が判断を誤った指示をした、それから一つには、やはり私が先ほど申し上げましたように、自衛隊の操縦士の側が、やはり前方の条件が悪かったにしても、明らかに旅客機のついておった灯を、これを誤認しておった、こういうことが明らかになっていくわけですね。法律的な責任があるとかないとか言われましても、この際、それは総合的に管制官の側にも落ち度があった。しかし、明らかにこれは軍人でありましても、これはこの際、軍人かどうかわからないことは問題であるかもしれないけれども、仕事の内容から見て、やはり責任の所在は明確にするということではなくしては、その人たちの責任は、日常の仕事はできないと思ふのです。

この点はどですか。
○国務大臣(赤城宗徳君) 責任という言葉にもよると思いますが、御承知のようにテイクオフ・クリアランスが出る、そのうちに後続機が出ておる、そういう場合に、その指示に従わないで、いろいろ勝手に自由裁量をしていくということになります。と、飛び立つことにつきまして非常な混乱をきたし、あるいは事故を生ずるということもあることは御了解願えると思ひます。

その点はどうですか、平野空佐といましては、この指示を信じて、そうして飛び立つ用意をした。しかしながら初めには、その指示に従いませんでした。途中において、前に民間機があるということでありましても、急遽これを、左の方へかじを回してこれを避けた、こういうことであります。でありますから、自由、その指示に従わないで自分の自由裁量で、これをとめるとか何とかいうことであるとするならば、飛び立つ計画そのものが非常に混乱して、かえって事故を起こさないとはいえないと思ひます。

その点にどうですか、飛ぶ立つて、すぐ近くに行きまして、それを発見いたしました、これを左にかじを切つて、そうして正面衝突というような形を避けたというものであります。から、私は、相当の注意は払つた。しかしその指示に反したことは、これはできない、こういう立場にあるのでありますから、私はいづれ何といひますか、法律的責任というよりなことを言ひますと、いろいろ御意見見もあり、そういう問題を聞いて

のじゃない、こういうふうにおつしやられるのであります。私は、原則としてその指示に従わざるを得ないのだ、こういうことが一つ。また指示に従つて、飛び立つたのだけれども、近くにいて、前の民間機がバックしてきて、こういうことを気が付きました、かじを左にとつたというものでありますから、私は最初に、それを見なかつたんじゃないかということに責任を問うのは無理であるというふうに考へております。

この際、私はその他の問題もまだお尋ねしたいと思ひますけれども、明確に管制官の側にも落ち度があった、それから操縦士の側も、何といつても四百メートル前方にあれだけ大型のものがあつて、しかも有視界飛行で、氣象庁発表では二十マイル前方の物体が見えるという状況にあつた。これは、前の委員会においても、教育局長も誤認ということをやられてゐる。誤認ということは、誤つて認めたことでありまして、これは明らかに私は平野空佐のその責任はあつたといふことを、長官は全体のやはり締めくくりをされる立場から、責任はあつたのならあつた。その度合いについては、当時の条件からして酌量する余地があるといひましても、全然責任がなかつたといふことは、私は問題があると思ひます。

○中村順道君 長官の今のような答弁をずっと繰り返される限りにおきましては、私は、ここで私の質問自体が無意味だと思ふのです。やはり指示だとか、あるいは指令があつたとか、こういうことも言われておりますし、いろいろ条件も悪かつたといふことは、これはもうこの本委員会では、言い尽くされた問題なんです。それを重ねて根拠にしてお答えをされるということとは、これはいつまでいつたつてその点の結論は出ないと思ふのです。

しかし私は、その点につきましましては、非常に遺憾の意を表せざるを得ないので、たとへ誤つた指示があつても、そこに高速度な、いわゆるジェット機のようなものを離陸するといふ場合に、操縦者は、操縦桿を握る人は、前方注視の義務があるかどうかというところは、これはだれもが言い尽くされた問題でありまして、必ずそういう立場の人は、それだけの高速度のものを操縦する場合には、前方を見なければならぬと書いてある。部内規則にもあるし、防衛庁でお使いになつておる教科書にもあるのですが、前方を見なくてもよろしい、しかもその時

は、有視界飛行だ、計器で飛行せいで、いつしやなかつた。有視界飛行で、前方を見なければ、離陸できないのは、これは操縦者の立場なんです。いろいろ条件が悪かつたとか、誤つた指令を出したといふのは、これは根拠にならない。これは長官が、今もつてそういう考え方で答弁をされる限りにおいては、前の二回、三回と同じようなお答えでありまして、私は、まことにその辺が、この点の法律的な責任があるとか、ないとかということではなく、事故を中心に判断した場合に、やはり操縦者にも責任がある。一方の管制官に落ち度があるというならば、操縦者にも重ねて責任がある。法律的だとか何とかといふことは、これは検察庁の問題もありましても、そのことを私尋ねておるわけじゃない。

これは長官がお認めになつた、それで私は満足してもいいわけですが、もう一つ、非常に本委員会でも問題になつたのですが、自衛隊と民間とが、一つの飛行場を共用する。この点は、今のところ、予算その他の関係があつて、やむを得ないといふことは了承できるわけですが、しかし、将来の問題として、この小牧のような地理的な条件の場合、これを将来自衛隊と民間と分離するといふことについて、具体的な構想があらになるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話のように、自衛隊の飛行機あるいは民間飛行機が、同じ飛行場を共用するといふことは、好ましいことじゃないと思ひます。できることなら私も別々に、民間は民間側で飛行場を調達する。私の方は

○国務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上げてゐるのは、責任がないというわけじゃない、ああいう事態を起こした責任を感じてゐるわけでありまして、ただ法律とか、あるいは航空管制上の規則、こういう点に違反した問題ではない。そういうふうな法的にこまかく言ふならば、それに違反したもので、ああいふ事故を起こしたといふ道義的責任といひますか、社会的責任といひますか、そういうものに対しては、責任を私も感じておりますし、パイロットとしても感じておる、こういうふうに申し上げておる。

○中村順道君 私はその点で、初めからそういうお話を承でできるのです。私の質問の仕方もあると思ひますけれども、私は、そういうことを申し上げてゐるわけですね。こまかくいえば、操縦士が前方注視の義務を怠つたとか、あるいは前方の灯を、飛行機の灯と工事の灯と誤認した、こういうことが具体的にあらはなつた、こういうことが法律的な責任が、所在が明確にされれば、その場合、それがわかるわけでありましても、ただこの種の事故に対して、やはり自衛隊側も責任がある、こういうことを言つてゐるわけですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話のように、自衛隊の飛行機あるいは民間飛行機が、同じ飛行場を共用するといふことは、好ましいことじゃないと思ひます。できることなら私も別々に、民間は民間側で飛行場を調達する。私の方は

○中村順道君 私はその点で、初めからそういうお話を承でできるのです。私の質問の仕方もあると思ひますけれども、私は、そういうことを申し上げてゐるわけですね。こまかくいえば、操縦士が前方注視の義務を怠つたとか、あるいは前方の灯を、飛行機の灯と工事の灯と誤認した、こういうことが具体的にあらはなつた、こういうことが法律的な責任が、所在が明確にされれば、その場合、それがわかるわけでありましても、ただこの種の事故に対して、やはり自衛隊側も責任がある、こういうことを言つてゐるわけですね。

私の方で調達するというような形で行くのが、私は筋だと思ひます。またそれが適当だと思ひます。

しかし、これは私から申し上げるまでもなく、御承知のように、日本の国土も狭いところでありまして、飛行場の新設につきましては、御承知のように自衛隊といつても、非常に苦勞をいたしているわけでありまして、一方、民間で、しからば民間だけの飛行場を新たに設けるということにつきましても、これは非常に経済的その他に困難があると思ひます。そういう意味におきまして、私どもも、この共用をなるべく避けたい、こういうふうな方針は持っています。しかしながら具体的に、それではどこどこをどういうふうにとりような案を今持つていくかというふうな案を今持つていくけれども、これはまだ具体的に、相当財政的にも、あるいは協議をしていく上におきまして、それがうまくまるといふふうな見通しも非常に困難な状況にありますので、具体的に、共用をどこどこを避けるのか、どこどの飛行場は、民間はどこへ持つていく、私どもの方はどこへ持つていくというふうな案は、まだできておりません。

しかし、共用を避けるような考え方で、いろいろ折衝したり検討していきたい、こういう方針は持つておられます。○中村順造君 将来の方針として、長官の、そういうお考えを持つておられるというところは承知できるのですが、ただ小牧の場合を取り上げてみました場合に、飛行機の発着回数、それから共用に対する基本的なものの考え方、いわゆる自衛隊が小牧の飛行場について、優先これを使用するというふうな

な考え方があったということが、本委員会でも言われているわけです。その考え方は根本的に、共用だということでは、どちらが優先するという考え方で、明らかに誤りだと思ひます。ただ、発着回数、使用回数、こういうものから考えまして、少なくとも共用というところが、一つの大きな事故の原因だと判断するならば、小牧の場合に限って、教育局長もおられますが、訓練の度数を減らすとか、あるいはそれを他の飛行場に、自衛隊の使う他の飛行場の方で任務を果たす。少なくとも共用がやめられるまで、そういう過渡的な臨時的な措置を講ずることができるとか、その点を一つ、お考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 教育局長から御答弁させます。

○政府委員(小幡久男君) ただいまの小牧につきましても、共用飛行場という前提のもとで、何らかの対策はないかという御質問に對しましては、訓練計画は現在のところ、民間機の発着と十分調整をいたしますれば、まず支障なくやつていくのではないかと考えております。

それから先回申し上げました通り、誘導路へ民間機が着陸いたしましたし、入ったかどうかというのを管制官が確認をするという点を、もう一つごめんどりでもつていただく、これは運輸省で、すでに実施しておられるのでございしますが、そういう措置をとつていただくことによりまして、たとい有視界飛行の状態のもとも、実際に誘導路へ民間機が滑走したかどうかという点を、念のために管制官からとつてもらうという措置をとります。

ば、今度のような事故は起こらなくなるのではないかと今度の方に考えております。

なお夜間標識等につきましても、申し上げました通り、アンテナ・コリジョンをつけるというふうなことを検討して、もう一つたふすな措置も、あわせて考えてやりまして、自衛隊としても、十分訓練計画を民間機と調整し、さらに前方の注意の責任も喚起するといふふうな、いろいろの手段をかね合わせましてやつていきますれば、両々相打ちまして、少なくとも今度の信を持つておきます。

○中村順造君 教育局長の、今のあなたのお答えは、両々相打ちしておらぬわけですか。

私の言っているのは、いわばその共用をやめたらどうか、長官は、なかなかの事情でやめられない、やめられなければ訓練をやめるといふことですが、訓練をやめるといふことも、なかなかあなたの方の御都合もあろうから、それは困難であろうというところを私はしんしゃくして、そうしてその訓練のいわれる度数を減らすとか、あるいはその調整をするとか、こういうことはできないかというところをお尋ねしたわけですか。それだけあなたはお答えすればよいのに、管制官が確認をするようにお願いするとか何とか、またこの前のように、何か責任のなすり合いのような議論をされる、私は管制官のことを聞いているのじゃない。あなたに言われることを聞いております。管制官が適切な判断を保持して間違ひをなかつたら、有視界飛行の場合でもジェット機は滑走路で盲目飛行

をやつてよい、こういう議論になるわけでありまして、そういうことをまた蒸し返したつて仕方がない。

私の尋ねたことだけ率直に、訓練はやめられない、それからその度数も減らすことができない、もちろんほかに移動することもできないと、それならそれで私は、少なくとも事故があつたといふこの現実から判断すれば、何かの、そこにただ確認するとか、よそにお願いするとか、そういう責任のなすことではなくして、もっと責任ある措置をとる、具体的にどれかどうするかというところをお尋ねしているわけですか。その点は、どうなんですか。

○政府委員(小幡久男君) お答えいたします。

現在小牧では、約八十ソティ発着回数を自衛隊は持つております。これを将来はさらに十ソティぐらい増すつもりでありますが、それ以上は増さないつもりでおります。この程度の訓練計画でありますれば、十分事前に航空保安事務所長と調整いたしまして民間機の発着の前後の時間を考えまして、相当のゆとりを持つて訓練計画を按配いたしますれば、飛行場の安全というものは決して損なうものではないと、こういうふうな考えでおります。

○大倉精一君 関連してお伺いしますけれども、今訓練の度数を減らす点について、中村君が質問したのですけれども、あなたは、減らすような減らさないような答弁ですが、源田空幕長でつか、この人がウィングという機関紙に言つておられるところを見ますと、訓練は、ますます激しくしなければならぬ、こういうことを言つておられるのです。そうすると、政府とあなたの方と違

じやないかというふうな気がするのですが、これは、どうなのですか。ますます増加するとなれば、小牧じゃとても無理だ、従つて小牧における民間の飛行機の発着回数もふえるであらうから、たとえば各務ヶ原とか何か、そういうところへ航空自衛隊の訓練飛行場を持つていくということも考えなければならぬと思ひますが、その点は、どうなのですか、一体訓練は、これ以上ふやさない計画なのですか、あなたの方は……。

○政府委員(小幡久男君) 先ほど申し上げました通り、小牧では、現在では八十ソティありますのを、あと十ソティぐらいはふやそうと思ひますが、それ以上はふやさないと思ひますが、なお源田空幕長は、訓練をますます激しくすると申しましたのは、さらにほかの飛行場等も予定してございまして、航空自衛隊全般といたしまして、だんだん射撃訓練とかあるいはスクランブルの高度を高めるというところを一般的に申し上げたというふうに了解しております。

○大倉精一君 ほかの飛行場という場合もおっしゃるのですけれども、先般現地へ行つたときに、現地の司令官は小牧の飛行場は、日本国内における最も優秀な飛行場である、訓練上においても、作戦上においても最も優秀な、有能な飛行場である、こういうふうなことを言つておられたと思ひます。滑走路の長さも、一番長い二番目ぐらいじゃないかと思ひます。こういうところの訓練をさしておいて、ほかのところの訓練をふやすんというところは考えられないと思ひますが、どうなんですか、これは。

○政府委員(小幡久男君) 先般防衛局長からも御答弁申し上げました通り、現在小牧におりますのは、F86Dの部隊でございます。部隊としては百一、百二、百三の三つの部隊でございます。この定数が現在十分にまだ小牧では充足していませんので、若干の定数の充足はいたしますが、その充足いたしました際には、このうちの一つの部隊が千歳に移動いたします。残りの二部隊でやることになっておりますので、現在のところは、先ほど私が申し上げました通り八十ソテイから若干の定数はふえますが、それ以上はふやす意思は今のところ持っておりません。

○大倉精一君 これは関連質問ですが、最後に一つだけ長官にお伺いしておきたいのですが、小牧の飛行場に限り、たとえば小牧の飛行場のごときは、これはすみやかに、民間と軍用で、これを分離する方針を確立する必要がありますか、これは分らないかと思ひます。これは小牧とはいきません、小牧のような飛行場です、日本にはたくさんあると思ひますが、そういうような方針を確立して、着々という方向へ進んでいかないと、将来するからと言つてみたつて、ただ絵にかいたもちであつて、やはりこういうような事故を契機にして、民間機それから軍用機とを飛行場を分離する、こういうことをこの際、方針を確立すべきじゃないかと思ひますが、お考えを承わりたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話の通りに私も考えまして、先ほど御答弁申し上げたのですが、できるだけ分離したいということで進めておるところもあるのですが、現実的に非常な困難な問題が相当あるのであります。たとえば千歳等につきましても、私どもの方で使つて運輸省の方では丘珠ですが、あそこへ飛行場を設けるといふような話も、一時ありました。そういうようなことになれば分離されていいと思ひますが、地元の方から分離されては困る。これは事故の問題とは別でございます。地元の要望から見ますと、事故とは別に、分離しないで、両方を使つてもらいたいといふような要望なんかもあります。せつかくこれを分離できるような方向へわれわれ進みかけておつたのですが、これは、一つの例であります。またもとへ戻るといふような事態もございます。方針をいましては私はこれは今からでも、財政的ないろいろな問題もありましようけれども、分離の方向へ進めていくということではない、こういうふうなことを、運輸当局とも話し合ひを進めていく、こういう方針でございます。

○大倉精一君 何か分離するようないふような、ちよつとわからないような答弁なんです、小牧空港を、両方一緒に使つてもらいたいという声があるというお話でございますけれども、はたしてそういう人がたくさんあるのかどうか、これは疑問ですね。私は現地に於いて、小牧の空港は、将来国際空港にしてもいい、幸いあの付近には各務ヶ原の飛行場もあるから、ぜひとも分離をして、国際空港としてやつてもらいたい、特に貨物専用の国際空港にしてもいいという強い要望があつたのです。ですからあんな小牧のごとき空港

は、これは軍事的にも非常に有能なのもかもしれませんが、民間飛行場としても、非常に私は地理的にも有能な飛行場だと思ひます。ですから、あんな所は、すみやかにやはり分離をするといふ、こういうような計画をお立てになるのが、ほんとうじゃないかと思ひますが、その点、どうなんですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が先ほど申し上げましたのは、小牧の問題じゃないのでございます。全国的に、分離の方向をやるかと言ふから、分離の方向で、実は話し合つた問題も一つあると、その一つの例をいまして、北海道の千歳でございます。北海道の千歳で、分離して千歳は自衛隊で使う、それから新たに丘珠ですか、札幌の近くに民間の飛行場を作ると、こういう話で一度進めたことがあると、ところが今度、事故の問題とは別にいたしまして、地元の千歳から分離されては困るので、まあこれを区画してやればいいんだから、両方を使つてもらいたい、こういう話があつて、方針は、そういうことに進めたが、なかなか困難な例もあるといふことを申し上げたのであります。

そのために、分離するかしらないかといふことにちよつとをしておるといふことじゃなくて、方針をいましては、共用をしないようなことに運輸省と相談をいたしたい、こういうことを申し上げたわけでありまして、○大倉精一君 小牧飛行場は、どうなんですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 小牧の飛行場につきましては、今のお話のように各務ヶ原に行つたらいいんじゃないかといふ意向もありまして、そういうことを地元からも聞いております。しかし自衛隊として、小牧の飛行場は非常にこの緯度を増す上におきましても必要なことでありますので、これをほかに私の方で移るといふような今計画を持っております。飛行場の共用については、二つの考え方があると思ひます。私は、自衛隊が、そこを離れるということもありませんし、民間が、ほかに飛行場を作るといふことも、これは考えていいことじゃないかと思ひます。そういうことで、自衛隊がそこを離れるもの、あるいは民間で別に飛行場を見つけたらいいやうな二つの面から考えなくちゃならぬ問題じゃないかと思ひます。

そういう点から考えまして、小牧の点につきましては、自衛隊が、あそこを捨ててはかへ移るといふことは、現在非常に困難な事情にありまして、○中村順造君 いろいろ小牧の事故を中心にして、自衛隊の方の考えも、大體わかつたわけなんです。私はこの質問を打ち切りますが、今までの議論の中から判断をいたしますと、やはり長官は、その責任を感じて、こういうことでありますが、きょう初めて、それが明らかになつた。やはりあなたの方のお考えからするならば、自衛隊は、やはり国を守る責任といふことを強調しておられると思ひます。それ以外には、私は設置の目的はないと思ひますが、そういういたしますと、やはり国を守る責任といふことであるならば、実際の責任態勢、あるいは個人の責任といふことも、きわめて私は大切だと思ひます。今回の事故を中心にして議論を重ねた中では、そういうふうな、小さくは直接ジェット機を操縦した平野空佐の責任、あるいは自衛隊の責任、こういうことが、やはり明確にされておらないために、不必要に長く議論をしなければならぬという現実もあつたわけでありまして、私は要旨からいへば、小さい責任といふことも、これをみずからその責任は責任としてとることに、明確な国防態勢と申しますか、あなたの方のお考えにも沿うと思ひます。この点、私は将来とも、小さい責任から始めて、大きな責任を果したためには、やはりやつていかなければならぬと思ひます。

それから、もう一つの点は、今議論されましたように、可能な限りにおいては、共用といふことを避ける。おのずから、それぞれの飛行場の使用目的が違つたわけでありまして、使用目的の違つたものが、一つのものを使つていくといふことは、これは、ただ単に交通事故だけでなく、将来の国防態勢と申しますか、そういうようなものから見ましても、多くの問題がある。だからこれは、いろいろ予算面その他もあるように、今長官のお話でございますけれども、力をおいてやつていただきたい。それからもう一つは、共用でありまして、やはりそれぞれの施設なりあるいは運用、これらの面につきましても、十分運輸省と自衛隊との間で、この点も、今までの議論の中では、必ずしも密接な連絡が保たれておつたようではないといふです。だから将来の問題としては、やはり一つの飛行場を共用する限りにおいては、運用なりあるいは施設の問題、設備の問題等の十分密接な連絡のもとに、特に巷間言われて

おるよう、自衛隊は豊富な予算もあるようであり、一つこの際、そういふ面からも協力をされるというのを私は望みたくして、この点の質問を終わります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御趣旨、ごもつともでございます。小さいことにつきましても、自衛隊全体として国を守る責任から派生するいろいろな問題につきましても、民間あるいは国民に疑いとか、あるいは不信の念を抱かせないよう、十分注意いたしたいと思ひます。

また、運輸関係との連絡協調は、一そう密にいたしまして、こういう事故が起らないように、また、適切な航空の運営ができるように、私も一段と協力するといひますが、連絡を密にするということにいたしたいと思ひます。

○大倉精一君 先ほどの長官の説明で、小牧の飛行場の民間との分離についてのお考えが明らかになったのですが、この問題については、運輸大臣が出席されましたら、運輸大臣からも一つお願いいたします。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。

午前十一時二十七分速記中止

して自衛隊とは分離すべきじゃないか、幸いに各務ヶ原というふうなものがありますから、そういう方針がいいんじゃないかというふうなことをお伺いしたのですが、運輸大臣の小牧空港に対する将来の方針、お考えについて、この際お話を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(橋樑渡君) 小牧空港の将来をどうするかという問題ですが、運輸省の立場から申し上げますと、やはりできれば、財政上許されれば、分離するということではないかということを先般も申し上げたような次第であります。この点、やはり将来の方針としては、そういうふうにするのが自衛隊のためにもあるいは防衛庁のためにも、あるいは民間航空のためにもいいんじゃないか、これは防衛庁長官ともしばしば事故の後において、いろいろとその後、ジェット機及び民間航空等のあつた非正常なスピードの違ひも、同じ滑走路を活用することについての技術上の問題等をいろいろ相談をしておる次第であります。

一方、名古屋は御承知のよう非常に大きな発展をし、かつまた日本の工業の中心地として、一方に非常に大きなヒンターランドを持つております。運輸省といたしましては、港灣の埋め立てその他についても膨大な計画を持つておるのであつて、非常に今産業面からいいますと、大阪を凌駕するような将来性を持つておる所でありまして、国際的な人々の出入りも非常に多いのでありますから、将来はやはり国際空港としてあそこをもつていきたいという考え方は持つておるのであります。現在大阪を国際空港として指定しましたのですが、なかなかその

後、態勢を整えるのに非常に骨を折つておるような状況でありますので、将来は名古屋の小牧の空港というものは、国際性を持たすべきであるという考え方をもち進んでいく、こういうふうな考え方をしております。

○大倉精一君 そこで、まあ先ほどの防衛庁長官のお話によりますと、現在のところ小牧空港は分離の考え方は持つていない、こういうふうなお考えの発表があつたわけなんです。従つて、今の大臣のお考えによりますと、名古屋のいろいろな立地条件からいって、当然これは国際空港として考えるべきである、計画すべきである、こういうふうなお話でございすけれども、航空自衛隊がそこをどうかしないと、その計画がだめになるわけなんです。従つて、私は非常に、先ほど防衛庁長官の答弁の中で気にかつたのは、防衛庁が一方的にあそこを……、そういう方針はないのだ、考え方はないのだ、こういうことを一方的に言つておられるというところについて、非常に疑問を持つたわけなんです。かねがね空港については民間優先ということが言われておりますけれども、空港の使用計画あるいは将来の計画についても、やはり民間の計画が優先をして、そうしてそれに防衛庁の問題は追従すべきものである、こういう工合に考えておるのであります。こういう工合に考えておるのであります。運輸大臣の今の御答弁によりますと、あそこは国際空港にするのだ、将来分離をするのだ、こういうふうなお話でございすので、この際防衛庁とも十分に連絡をとつていただいて、この考えのもとに、この機会に、そういう計画を確立する必要があると思ひますけれども、もう一回、一つ

運輸大臣並びに防衛庁長官から、この点についてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど申し上げたことに、幾分誤解があるのじゃないかと感じます。私は全国的に見まして分離の方向に持つていくべきで、具体的問題につきましても、なお運輸大臣と協議をいたしまして、その方向に持つていきたい、こういうことを申し上げたわけでありす。たまたま小牧の問題が生まれて、小牧ではしかばどうかということでございますが、小牧につきましても、将来において分離するという方針において私は賛成でございます。ただ現在直ちにこれが退去するといふか、自衛隊がそこから出ていくといふような方法があるかといふと、各務ヶ原等につきましても四国の状況、山岳等がありまして、そこに今移るといふようなことは困難でありますので、方針は将来において分離するということにおいて変わりありません。現在、じゃすぐ出るかといふと、それは出るのには非常に困難がある、こういうふうな申し上げたので、その点御了承願ひます。

○国務大臣(橋樑渡君) それではいいじゃないですか、今ので……。

○大倉精一君 それで運輸大臣、一つ要望を申し上げて、あわせて考え方も承つておきたいと思ひます。今度の小牧の事件はたまたま滑走路に起こつた事件でありますけれども、専門家の話によりますと、この滑走路の事件というのは非常にまれに起こる事件である。むしろ危険なのは、この空港の上空に滑空をしている間に、おけるところの事故発生の可能性、と

いふものが非常に大きいのではないかと、こういうところから将来ますます自衛隊がそこにおける訓練の頻度が増してくれば、そういう面におけるところの危険というのは非常にふえる。こういう面においてもあそこはすみやかに分離する必要がある。

もう一つは、大都市の中心にあつて飛行場があるといふことは、これは少し矛盾をしておると思ひます。しかも初めは地元の方ではあそこが航空自衛隊が来るときにはこれは訓練用だ、これは、こういうお話であつたようでありすけれども、最近はそのようになつてやはり戦術作戦の重要な位置にある。こういうふうなことでありますから、地元の方においてはどうも一ぱい食つたといふような感じが非常に強い、らしいといふのです。こういうことを彼此総合してみますと、ますますあそこ小牧空港をすみやかに分離する、こういう方向に運輸省が主導権を持つて、どんどん計画を進めていかなければならぬと思ひますが、これは強く要望しておきます。さらに運輸大臣のもう一回御所見を承つて質問を終わります。

○国務大臣(橋樑渡君) 大倉委員の御趣旨よく……、私も原則的には賛成でありますけれども、具体的にどういふふうな持つていくかといふようなことにつきましても、財政その他の面もありませんけれども、大体そういう方針で航空行政をやつていきたいというふうな考え方をしております。

○大倉精一君 小牧の問題はこれではないのですが、あと航空法の一部改正に関連して質問をいたしたいと思ひます。

第十部 運輸委員会会議録第十九号 昭和三十五年五月十七日【参議院】

五

○委員長(平島敏夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平島敏夫君) 速記を始め

○大倉精一君 航空法に關連をしましてお尋ねしたいのですけれども、先般来高層気象観測のためにU2という黒い飛行機が日本にもあるということが非常に問題になってゐるのですけれども、日本では今気象観測用の飛行機はみずから持つてゐないはずで、そこでアメリカ軍による高層気流観測はどうかという機種で、どこを基地にして、どういふ行動をしてゐるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話の通り、日本では高層気象観測用の飛行機は持つてゐません。昨年の伊勢湾台風のあとにおきまして運輸大臣、科学技術庁長官などとも話し合ひまして、アメリカが持つてゐる高層気象観測機を日本に譲り受けて日本でやろうじゃないかという話も合ひましたが、アメリカ大使館その他アメリカから議員などが来まして、そういう人と交渉をしたのでありまして、しかし非常に金がかかるといふようなこと、それから相当広域にわたるといふようなことから、日本で持つてゐないことはむづかしいといふことで取りやめにいたしておるわけでございます。

そこで、U2機に性能等につきましても、このまゝ資料は持つてゐませんが、どこにおるかといふことでございませうけれども、これは御承知のようにアメリカの航空宇宙局の所屬の飛行機で

あります。世界に現在におきましては八機持つてゐる。こういうことでその飛行機の写真がアメリカの航空年鑑等にも載つております。そこで、どこにおるかといふことでありますが、初めは西独その他等にもおつたやうであります。今おりますのは世界においてトルコとアメリカのカリフォルニア、それから日本、この三カ所にあります。日本には三機厚木の飛行場に來ております。もう一つ厚木には気象観測中隊といひます。一機は気象観測中隊であります。そこで油と修理とか、そういう補給をして、そして気象の観測を日本周辺においてしてゐる、こういうことでございます。

○大倉精一君 私の質問が悪かつたのか、ちよつと要旨が違ふのですけれども、現在毎日横田の飛行場あたりから、アメリカ軍の飛行機によつて高層気流観測が実施されておると私は思ふのです。そういう米軍の飛行機の毎日の高層気流観測の機種なり、あるいはその計画、行動計画なりといふものを説明してもらいたい。どういふ工合に観測するかあるいは観測してないのか。これは運輸大臣の所管じゃないのですか。

○説明員(肥沼寛一君) ただいま私も米軍の方かららつておりますが気象の資料は、行政協定の八条によりまして、こちらからこれこれのものをやる、それから向うから主として飛行機の観測をもちつてゐる、とございませう。その内容は、御承知の、台風の観測、それからこれは毎日ではないと記憶しておりますが、ほとんど毎日に近い偵察飛行、これは西日本の方を大体三角形に観測し、それから東の方を

やつております。それからそのほかにごく臨時に、昨年ごろですか、非常に高いところの資料がぐまにに入つております。で、こういうものをもちつてゐる、とございませう。これは、われわれ全然承知しないのでございませう。ただ台風観測などにつきましてはいろいろ問題で、私も見学に参りました。あれがWB50というので観測してゐるといふのは、そういう關係で承知してありますが、向うから正式に知らされた機種は何にも存じておりません。

○大倉精一君 航空局長はおわかりにならぬですか。

○政府委員(辻章男君) これは航空局の立場で、どういふ飛行機が飛んでゐるかといふことがわかりますのは、管制本部で、いわゆる定期飛行状態の許可を求める際にある程度わかると思ひますが、気象観測用の、今問題になつておりますのはU2のような飛行機が、定期飛行状態で飛んだことはいふようでございます。管制本部で調べたのでございませう。そういう許可を出した記憶はございません。

○大倉精一君 これは少なくとも日本の上空あるいは日本周辺の上空の高度飛行をやつてゐるアメリカ軍の飛行機の状態を、しかも日本に非常に関係のある気象観測の飛行機の行動状態を、もう少し詳しく説明できないものかどうか。日本の政府はそういうものについて説明ができないような格好になつておるかどうか、非常に疑問ですね。これは、少なくともこれは、たとへば東京新聞あたりに書いてあるのですけれども、もう少しこの委員会あたりで、国会においては現在日本の上空並

びにその周辺の高層気象については、米軍の飛行機がどういふような行動によつて観測をしてゐるのだ、そのデータはこういう工合にもらつてゐるのだといふ、もう少し親切な詳しい説明ができませんが、いかがなものですか。防衛庁の所管か、あるいは運輸省所管か、どちらですか。

○政府委員(辻章男君) 先ほど申し上げましたように、航空関係といつたしましては、有視界飛行で飛んでおる場合にはその詳細はわからないわけでございます。

○大倉精一君 それでは今現実にアメリカの飛行機によつて高層気流観測を実施してゐるのですか。してゐますかどうか、どうですか。してゐないのですか。どこですか、所管は。

○説明員(肥沼寛一君) 観測をしてゐるのは承知しております。で、これは、先ほど申し上げましたのは、正式にはそういうことは報告されておるわけでもない、という機種で観測をしてゐる、というところは知られてゐないだけで、見学などに行きまして、こういうので實際飛んでゐるといふことは私ども個人的には承知しております。

○大倉精一君 気象庁は知つてゐるわけですが、両大臣はいかがですか。もう少し詳しく説明ができませんか。どういふ行動をしてゐる、という要領で気象観測をやつてゐるかといふことです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 先ほど申し上げましたように、厚木に気象観測連隊といひますか中隊といひますか、こういうアメリカの気象観測の隊が駐留してゐるわけでありませう。でありますのでその気象観測隊が日本の周囲及び

上空等において気象観測をいたしております。それにつきましてその気象状況についてのいろいろな資料等は、私の方でも日本政府としても受け取つておるわけでありませう。ただ、今気象庁から申しましたように、どの飛行機でどういふ観測をしてゐるかという内容、どの飛行機によつてどういふ内容、観測したもののについて、日本に必要なものは全体として報告を受けてゐる、こういう事情でございます。

○大倉精一君 航空法の改正に關連をしますと、私申しましたのは、航空法の第二百二十六条を見ますと、「外国の公共団体又はこれに準ずるものを使用する」飛行機については、これは運輸大臣の許可を受けなくてもいい、となつてゐるのですけれども、この「外国の公共団体又はこれに準ずるものを使用」といふことだけで、それであれば日本の運輸大臣であるが、総理大臣、あるいは防衛庁長官、外務大臣、一切何もわからぬといふような状態に置かれるかどうかですね。これは許可をしなくても少なくとも日本の政府がそういう状態について知つておく必要があると思ふのです。それとも知らされることはできないのですか。これは許可などは受けなくてもいいのです。が、そういう重大なる、日本の気象なりその他に關連するものを、米軍の飛行機の行動について、全然日本の政府が知らされぬといふことになる、この条文も問題になるわけですね。どうな

○政府委員(辻章男君) 日本とアメリカとの間におきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第

三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律、非常に名前が長つたらしいのでございませうが、今読み上げましたこの法律——われわれ俗に航空法の特例法と申しておりますが、この法律によりまして、「合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公的に運行される航空機」につきましては、航空法の適用が除外されております、一般の軍用機等もこの法律で除外されるわけでございませうが、アメリカの軍用機と同様の扱いをいたすことに相なっておりますので、法律上の問題といたしましては、出入国等につきましては、運輸大臣は航空法上知り得ないという立場にあるわけでございませう。

○大倉精一君 私はそういうことを聞いていてのじゃなくて、少なくとも非常に高度の機密を要することは別ですが、日本には飛行機をもって気象観測をする手段がないのだから、アメリカの飛行機によってのみ高層気象観測をやる。それ以外の手段がないのだから、そういうことをやっておる飛行機の行動なり、あるいは観測実施要領なりということ、日本の政府が全然知らされないし、知らないということ、これはどうも日本の国民として納得できないのじゃないか。法律の問題じゃないのです、これは。

○国務大臣(橋本渡彦) 今申したように、こちらから資料を要求すれば資料を提供するということになっておるものであります。今ちょっと常識から考えれば、気象の観測をやっておる飛行機が、どういふものが飛んでおる

か、あるいはどういふ高度で飛んでいるかというところを知らないのは疑問がある……、今行政協定等の問題があるからなんですけれども、これは日本側としても、気象の観測の飛行機でありますから、わが方にもまたアメリカの方にも、ともにこの気象の問題というのは共通的な立場で一つのこれは、軍事的な意味でなくて、むしろ民族的な福祉を与える問題でありますから、これは何かの方法で、理屈なしに向こうとの間に話し合いでもして、そういうことについてはやはり情報をもらいたいということは、これはできるのじゃないかと私は思うのだが、どんなもんでしょうか。

○大倉精一君 これは、私は、意外な答弁を聞きますが、話し合いをしてできるのじゃないかと、今そういうことを大臣はおっしゃるけれども、私はどうも不可解なんです、これは。さっきも繰り返して言っておるように、日本には高層気象を観測する手段がないのですよ、これは。しかし日本の気象の観測といふものは、これは高層気象のデータなしにはものが言えないと私は思うのです。それを要求すれば資料をくれる、要求しなければ資料はくれない、そういう格好になっておるのですか、これは。

○説明員(肥沼寛一君) 資料は、こちらから何々を向こうへ送るといふことと、向こうからどういふものをもらふというところはきまつておりますが、実際にはそういうのがなかなかうまくいかないこともありますので、あとは話し合いで、それ以上のものをもらふこともありますし、また約束したものをもらっていない場合もあります。こ

れは現場の話し合いでやっております。規定されたものはきまつております。

○大倉精一君 そこで、私は技術者じゃないからわかりませんが、そういう資料、データをお互いに交換するということになれば、どういふ範囲の行動において、どういふ高度で、あるいはどういふ方法で観測するか、こういうことも知らないかと、私はどうも工合が悪いのじゃないかと思うのです。が、肥沼さん、どうですか、全然それわかりませんか、あなたの方で。

○説明員(肥沼寛一君) 私どもの方のもらつておる資料がきまりましたのは、最初、命令で実施されたものがずっと続いておりました。それが平和条約が締結になりましたからそのままで行政協定の形になりました。それは大筋は変更されておられません。

○大倉精一君 どうもこういう大事なことを政府が答弁できないということ、私は残念に思いますが、事のついでにお伺いするのですけれども、確かに伊勢湾台風から防衛庁の方で気象観測用の飛行機十二機の譲渡の交渉をなさつておつたはずですが、私は特別、委員会ではこれを質問したことがありません。長官は何もひもはついていない、これは今交渉中でありまして、こういうお話であつた。これはただ費用の点だけでだめになったのですか、そのほかの理由がありますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 費用の点とそれから分野の点もありません。そういう協定がなかなかむずかしい。それから広い範囲において観測する場合、日本、かりに自衛隊が持つということになりますと、非常に日本の領域外

を相当遠くまで飛ばなければ気象観測の目的が達し得ない。たとえば南方の方の相当な所まで台風を追つていくということなどの点も、相当これは問題があります。それからアメリカ自体もこれは自分の方の費用でやつた方が資料は出すのだから得策じゃないかというふうな話もありました。そういう関係から、日本で持つということは財政上の負担が主でありますけれども、こういうものを持つということとは不適当だという結論に達したわけでありませう。

○大倉精一君 それなら十二機の譲渡を交渉したのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) それは十二機を交渉したわけじゃないでございせん。私が交渉したのは、こういうものを持つたいのだがどうかということと話し合ったのであります。十二機とか何とかいう数はありません。ただ、日本でも台風を予知する必要があると、伊勢湾台風のようなことを早くわかつておれば、日本自体もこれを未然に防げる方法もあるだろうということ、こういう台風の機会に、アメリカの持つておるものを譲り受けるか、日本で作るか、そういうようなことも考えなければならぬ、それにはアメリカから譲り受けた方がいじやないかと、レーダー・サイトを譲り受けた格好で譲り受ける交渉をしてみようということ、話を進めてみたわけでありませう。

○大倉精一君 これはあの当時私もちょっと質問をしたのですけれども、中曽根長官、岸総理を初め、日本には気象観測用の飛行機がぜひ必要だと、こういうことを主張されておつたようです。ところが長官はまあ非常に消極

的であつて、防衛庁はともそこまでは手が回らぬのだというふうなことをおっしゃつたとかおっしゃらぬとか新聞に出ておりました。それで費用がかかると言いますけれども、これはわれわれの立場から言うならば、ロッキードの戦闘機を少しこちに回せば費用の問題は解消すると思ひます。ですからこれは運輸大臣どうですか、日本は観測用の飛行機を持つ必要はありませんか。

○国務大臣(橋本渡彦) それは持つ必要はあるけれども、やっぱり財政その他の関係もあるから、その点は相当慎重に研究しなければならぬ。ぜひ気象観測の飛行機が持たれたら持ちたいと思ひますが、今アメリカとの間にもそういうふうなまあ協定といひますが、なにかあつて、今防衛庁長官が答へられるように、いろいろな当方の財政上の立場もあつて、こういうことになつておると思ひますが、将来気象に関する飛行機はぜひ持たれたいと思ひます。

○大倉精一君 大体、気象のことになると、台風が来るという大臣はなかなかいいことを言われる。気象を重点に置くのだと、こう言われますれば、金がないのだとか何だとか言つて非常に冷淡だ。しかもアメリカ軍に観測してゐる飛行機による観測の状態さえも説明ができない、わからない。これはまことに私は不思議な現象だと思つておられます。

そこでさらに質問をしますけれども、現在アメリカ軍の行なつておる飛行機観測で——日本の気象データは十分に間に合つておるのかどうか、こういうことをお伺いします。

○説明員(肥沼寛一君) 昨年の十四号台風というのが函館でいろいろ問題になりました。こういうことで、台風の場合は日本の南に接近するときには大体どうやら間に合っておりませんが、日本海に入ったときに非常に困っておりまして、その点にしまして、向こうと折衝して、日本海も今後できるだけ観測をしようという約束にはなっております。

○大倉精一君 そこで、大体米軍の現在使っている飛行機による観測によつて、高層気象観測というものは大体間に合っている。そこでU2という飛行機が出てくるのでありますけれども、このU2という飛行機、どういふ性能があるかどうかわかなくなつておりませんけれども、相当優秀な飛行機らしい。こういう飛行機を使わなければ高層気象の観測ができないというようにな、そういう事情があるのですか。

○説明員(肥沼寛一君) U2という飛行機が飛んで観測をしているということとは、これは米国の気象学会の雑誌にもすでに一昨年載つておりましたので私も承知しておりましたが、その性能は、ただ、五万フィート前後から台風の写真を撮るといふ程度のことです、それ以外のことは何も知っておりません。昨年黒い飛行機という名前が新聞に載りましたとき、あれがそうであるということはあとで承知したわけでありまして、今の気象は——これはここで詳しいことをお話ししますと講義のようになりますのでやめますが、ああいう飛行機だけでは間に合わない。ラジオ・ゾンデによる非常に広い範囲のさらに高い所の観測をしなければいけないだらうと思つております。これは

各国だんだん整備しております。日本でも漸次整備の途中であります。今、完全とは申しませんが整備の途中にございます。飛行機のようなものが今後気象観測にどう寄与してくるかということとは、これは今後の問題だらうと思ひます。

○大倉精一君 そこで私はかねがね自分で疑問に思つておつたのですけれども、衆議院におけるところの答弁によりますと、U2は中国の海岸線あるいは沿海州の海岸線から三十キロ以内の向こうにはいかない、こういう答弁があるわけですね。それでもつぱら気象観測用にだけ使つてゐる。そうしますと、今使っている米軍の飛行機では十分な観測ができないやうなそういう欠陥があるのかどうか。特殊の観測用の飛行機というものが要るのかどうか。これはあなたその高層気象観測の専門家として、そういうようなことを御存じになつてゐると思つてすけれども、何か特殊性能のある飛行機が要るのですか、高層気象観測に、今米軍のやつてゐる飛行機で間に合わないものがあるのですか。

○説明員(肥沼寛一君) 存米観測を行なつておりましたのは、われわれ五百ミリパルと申しますが、これは約六千メートルの高さでございます。この辺の所で台風の中の台風の目その他の観測をしておりました。それ以上のことは、知りたいという希望は持つておりましたが、それはできないものと考へていたのであります。先ほど申し上げましたように、一昨年、米国の雑誌に五万フィート、これは二万メートルぐらいと思ひますが、そこからとつた写真が載つておりましたので、これは

非常にいい写真がとれるようになったと思つただけでございます。その飛行機の性能その他については一切私存じません。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今私資料を持つていませうが、性能等につきましては今の話でありまして、構造等につきましては詳しく年鑑に出ております。たゞさういふ高度一万六千メートル、それから速力は〇・七五マッハ、航続時間、これは私の方で調べたのとはそこがちよつと違つておりましたが、四時間と、こつと違つておりましたが、一般には七時間から八時間の航続。それから重量その他、翼の長さとか、そういう構造についてはわかつてゐます。どれだけの機能を持つてゐるかということにつきましては、私も十分承知をいたしません。高層、高度の気象観測をするために、アメリカにおきまして特にそういう飛行機を作つたわけでありまして、気象観測に一番適する飛行機ということで、初め民間で、ロッキードの方でやろうといふものを、大統領の直轄の航空宇宙局においてその所屬を持ちまして、そしてNACAという名前前で表示されておつたのであります。今NACAという名前前になつておる。こういう構造等につきましては一応私承知しております。その機能はどういふことであるかということとは専門的なことで、私も承知しておりません。

○大倉精一君 そこで今の御答弁によつても私もどうも納得がいかないところがある。というのは、たとえば、これはまあ一萬何千メートル、二万メートル、三万メートルといひまして、今の戦闘機にしろ何にしろ、二万メートル、三万メートル上がつて飛んでいるんですよ、これは。それから翼が特に長い、あるいは航続距離が長いというものにつきましては、日本にある飛行機が、一体そんなに長い航続距離を持たなければならぬという理由がどこにあるか。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは私も専門家ではありませんが、台風、その他高層のこれは気象観測として航続距離を相当持つておられますことは、これは必要だと——専門的にどういふふうには、これが論点になるかということにつきましては、私も承知しておりませんが、航続距離が相当あるということ、これは私は気象観測に必要だ、こゝういふふうに思ひます。

○大倉精一君 そこで肥沼さんにもう一ぺん聞きたいのですが、現在アメリカ軍が、さつきもお尋ねしたように、何機持っているか知りませんけれども、毎日あるいは隔日に上空を飛んで、高高度を飛んで観測をしてゐる、これは今までもずっと間に合つておつたと思ふのです。それがさらに、航続距離の長い飛行機が、何も日本海を渡つて、中国の沿岸から三十キロ以上行きますと——そういう短い航続距離でいいわけなんです。北の方はアリューシャンから、南の方は台湾海峡の南の方まで行く、これでいい。こんなべらぼうな長い航続距離の飛行機は日本に要らないと思ふ。どうですか、これは、そういう飛行機がなければ高層観測はできないのですか。

○説明員(肥沼寛一君) 今のお尋ねは、私何とお答へしていいかわからない問題なのでございますが、気象の観測は、一番広いところのものは各国で担当してラジオ・ゾンデをやつております。飛行機の場合は今アメリカが一番よけいやつてゐるのでございまして、それを要するか要らないか、ちよつと私お答へいたしかねます。

○大倉精一君 全くこれは日本の政府は一体ロボットかと言わなければならぬ。こゝういふものに対して、私はこの委員会を通じて国民の疑惑を解くように少しでも思つて質問をしてゐるのですけれども、説明もできないれば、それはわからぬ、それはどうやら、こゝうやら……、こんなことじゃ私はどうもこの日本政府はこの条項に関する限りはロボットですよ。こんな航空法の一部改正なんといつてやつてみても、全く肝心の日本の空が開放じゃ日本政府の関知するところではない、こゝう言いたいと思ひます。私はこの際、あつてU2なんという飛行機が日本にゐること自体が國際的に大へん不利だと思ふ。気象観測にあればいなければならぬといふことは、そういうことはどうも今の答弁からいつて納得できない。気象庁の方ではあのU2の飛行機から何か気象資料をもらひましたか。

○説明員(肥沼寛一君) 昨年末は黒い飛行機が不時着をしたといふ、あのあとでそういう資料が入つておるか調べました。羽田の飛行場で、非常に高いところからの今までなかった資料が数回入つたといふことがあります。それから伊勢湾台風のように、これも三万九千フィートの観測が一部入つてきております。しかしそれが何で観測されたか、当時私は知らなかつたのであります。U2で観測したといふのは、こ

の今お見せしました雑誌に書いてあること、それから台風の写真がそれとられていてということだけを承知しただけであります。

○大倉精一君 これはこれ以上私は質問しませんが、国際的に非常に大きな疑惑を——この飛行機は国境を越えて他国へ入っていつていろいろな行動をしているのじゃないかという疑惑に包まれている。そういう飛行機が日本に

あるわけですか。しかも気象関係の専門家のあなた方に聞いてもわからない。一体だれに聞いたらわかるということになる。一体日本のだれに聞いたらわかる。だれも知った者はいない。こういうことを私は非常に疑問に思う。私は一運輸委員として、航空担当委員会としてこれは黙っているわけにいかぬと思う。運輸大臣もこの雑誌を見て、こんな雑誌で、写真とつたって別に差しつかえあるものは出ておりませんよ。別の行動をしたことは何も出てない。そういう疑惑がたぶん非常に大きな疑惑として国際的に広がっている。これが今日日本に三機いる。これはいなければならぬという理由はない。しかもアメリカ軍の方では、気象観測以外には何もやりませんということを言っている。ところが、これはやはり真偽のほどはわかりませんが、五月十日の朝日新聞には、アメリカの政府からの指令で日本からも飛ぶのだ、こういうことをアメリカの記者が語っているのです。うそかほんとうか知りませんが、少なくとも一流新聞の一面に出ている。ですから、こういう問題をここで聞いてみても、それは答弁できないのか、ほんとうに知らないのか、わかりませんけれども、この空に

て何も詳しい説明が国会議員にしてもできない、これは問題ですよ。ですからこの第二百二十六条も、外国の公共団体並びにこれに準ずるものが使用する飛行機は、これは運輸大臣の許可を得なくてもいい、それはそれでいいですよ。しかし許可を得ないからといって、何も知らなくてもいいということ、これは別ものだと思ふ。運輸大臣、この法律でそういう点についてはどうですか。

○國務大臣(橋樑渡君) 今申されました点ですが、行政協定があるからそういう問題も起こってくるのであります。が、今予報部長の説明によりまして、やはり今までの一つの常識としては、そういう高いところは観測ができなかつたというの、ここにあります。五万フィートで観測してある、しかもその中にも、今のU2によつて観測したというこの記事がいろいろ出ているのであります。従つて今U2がスパイ行為をやっているかどうかということ、私は知りませんが、少なくともこういうような気象観測について一つの大きな役割をやっているというものは、どこどこでもU2の飛行機がこれをしたということを発表しているような状態でありまして、この点は私は肯定ができると思ふのであります。従つて、さいぜんから予報部長が申し上げますように、こちらから要求すれば、気象に関する資料は向こうは提供する。日本は現在の経済、その他の情勢からいって、そういうような完璧なものをもまだ持つだけの段階になつていないから、アメリカとの間の協力を得て、気象のことをもつて災害の予防、その他について現在やつておるとい

状態なのであります。まあ日本の空が全く開放されて、だれでも勝手にアメリカあたりにじゅうりんされておるといふように言うわけには私はやりたくないと思ふ。行政協定その他におきましても、ただわが方としましては、今問題になつていよう、これが軍事的な目的とか、あるいは他国の国に対して日本を基地としてそういうことを、少なくとも今問題になつていよう、少なうな行動をするということ、これはそういうことはなさないように警告すべきことであつて、従つて気象に関する限りは、今申し上げたような建前においてやるべきことが、現段階においてはやむを得ないのじゃないか、こう思ふのであります。まあでき得べくば、やはりその飛行機がどういふ飛行機でどういふような役に立っているかというところを知ることが、私もやはりこれは努めて努力しなければならぬことだと思ひます。それだけ答弁しておきます。

○大倉精一君 何か大臣の答弁を聞いておきますと、アメリカを擁護しているように思ふのですが。

○國務大臣(橋樑渡君) いや、別に擁護していません。

○大倉精一君 私はそう思ふ。むしろ日本の大臣としては、一つわれわれが持つ疑問と同じような疑問を持つべきだと思ふ。私は思ふ。ひよつとするとアメリカが日本の領空を侵犯してあるんじゃないか。ひよつとするとこういうことがあるんじゃないかということ、を国民にかわつて心配をしなければならぬと私は思ふ。それはそんなことはないと言ふ。そんなことはないなら、

去年藤沢に不時着した黒い飛行機に対して警官や何かが行つたときに、日本の役人が行つたときに、拳銃をもつてこれを追つたといふことはどういふわけですか。そういう事実が理屈外の事実なんです。それをあなたの方何の疑問を差しはさまぬといふようなことは、これは日本の大臣としてはどうかしておると私は思ふ。

○國務大臣(赤城宗徳君) 行政協定によつて向こうの飛行機の入つてくることは許されておるわけでありまして。でありますから、そういうものでなくして領空侵犯すれば、領空侵犯に対する措置を当然のことになつておるわけでありまして。そこでU2機につきましましては、今運輸大臣からお話がありましたように、これが国際的に問題になりました。いろいろな情報収集のために領空侵犯といふようなことをするおそれがないとしない。ソ連にそういう事態ができました。でありますから、そういうことを許すといふことであります。するならば、これは日本に対して非常な害といふことが出てくるわけでありまして。そういうことをわれわれはおそれまして、われわれの従来の調査におきましては、気象の観測という航空宇宙局の機構に属しておるものは武装をしていないし、機能からいつても、特に気象観測のために作られておるといふことでありますから、そのままだでおつたのですが、今お話しのように、ソ連の撃墜事件といふことがありまして、それからアメリカ政府に対してその保障を求めたわけですが、その保障を求めた結果が、気象の観測本来の目的外に全然これを使用するといふことは、今までもございせんが、これからは絶対に

にやらぬ、こういうような保障、それから先ほどお話をいたしましたようにこれは高高度を飛ぶ気象の観測でありますから、広範囲にわたつて気象の観測をするけれども、他国のたとへば中国にあるいはソ連、こういう近くに行くことがあるといたしまして、領界から二十マイル、三十二キロ離れた、それ以上離れたところを飛ぶように、厳にこれは警戒命令をしておるし、そういう保障をする、こういうようなアメリカ政府の正式の回答に接しておるわけでありまして。でありますから、現在の段階におきましては、そういう政府としての正式の保障があります以上、そういう目的に使用しておるということでありまして、これは退去といひますが、させるというふうな段階ではない。こういうふうに私も承知しておるのであります。

それから小さいことであります。が、昨年の藤沢に不時着したときにピストルでもつておどかしたといふように新聞等にも出ていました。私どもの方の防衛大学の助教授もそこにおりまして、グライダーの練習をしておつたわけでございます。それから調達庁からも付近の畑等を荒しましたので、かけつけましたわけでありまして。そのときの状況等を本人等呼びましてよく調べましたところ、近づかないようにしておつたといふことはあります。ピストルを向けて……。そこへ向うのヘリコプターが二機きたわけですが、かけつけてきたわけですが、そういうものがピストルで何といひますが、近づけないといふような、威嚇といひますが、そういうことはしてないといふことで、ただその搭乗者が降りてきたとき

に、ピストルを持っていったか持つていなかったかということはおぼろげに、あつたかへりコブターで二機救援というか、かけつけた者等において、こういうようなピストルで威嚇したと、いふようなことは無いということでございます。その後その現場で落ちたとき、状況等を向こうの人が聞きたいというところで、私の方の防衛大学の助教とともう一人の人が、現場において落ちたときの状況などを話しておるようであります。でありますから、私はピストルをもつて追つたといふようなことは承知してないわけであり、なおその点につきましては調査をいたします。

○大倉精一君 まあ、これは何回聞いても要領を得ませんが、私の感ずる限りにおいては、まあチンブンカンブンといふんです、つじつまが合っていない。たとえば今武裝をしていない、なるとは武裝してない。機関銃なんか持つていないが、ソ連から写真でもって発表されたところによると、自殺用の針さへも持つてゐる。いろいろさういふような七つ道具を持つてゐるというやうなことも新聞にちゃんと出てゐるのですね。さらにまた、いろいろな疑惑があるのですが、どうですか、防衛庁の方ではその飛行機を台湾なりフィリピンなりに移動してもらいたい、さういふ交渉をお始めになったか、あるいはおやりになる意思はないのですか。

○國務大臣(赤城崇徳君) 私はチンブンカンブンでなくて、私どもの方の筋が非常に通つてゐると思つてゐる。アメリカの航空宇宙局の所屬で、それが気象観測をして、そしてその機

能、構造等からいつても、高高度の気象観測をする目的に適したような飛行機の機種である。こういうことで行政協定に基づいて日本にも来ておる。それについて特に秘密の機種ではない。こういうことでありますから、私は決して筋が通つていないと思いません。チンブンカンブンだとは思つていないのです。ただ今のお話のように、ソ連の撃墜事件がありました。その疑いは私も大倉さんと同じように持つております。これは非常に日本に重大な問題が起りますから、関心を持つわけであり、あります。であります、何といふんですか、その疑いは持つとしても、機関銃の他、象観測用に使うといふアメリカの政府の保障です。あるいはまた沿岸、領界から三十二キロ離れたところを飛ぶもの。その他はこの気象観測といふことに適した機種でありますから、疑いにはありますが、それだけの保障がアメリカ政府としてあるならば、私はそれは一応政府としては、私どもの立場としても認めるべきだと思つてゐます。しかし、さういふ保障を与えてゐるにもかからず、情報活動を他国の上を、領土等に入つてやるといふやうなおそれとか、あるいはさういふことがある、あつた、さういふことでありますならば、私どもは嚴重な抗議——その抗議の中にはもちろん移動をさすといふか、してやらうといふことも当然だと思つてゐます。しかし、今の段階におきましては、政府が、アメリカ政府がさういふやうな保障をしてゐるのに、それでもまだ移動してゐるというところまでは、私は申し上げる——申し上げるという

か、さういふ段階でない、さういふふうに考へております。

○大倉精一君 私は今度の安保条約にいたしまして、政府は盛んに自主性あるいは対等といふことを言われておりますけれども、もう少し日本の為政者が外国に向かつて自主性を持たなければならぬじゃないかと思つてゐます。確かに日本における黒い飛行機は今まではさういふことをやつておりません、これからはやりません、さう言つておるやうでありますけれども、今までやつていたか、やつていなかったかわからない。これは見つかつていない。やつたことが見つかつていなければ、やつていませんで通つてしまふわけですね。これから先もやりません。一体どこまでそれで信用していいのかどうか。ただ単なる口約束だけでさういふやうな重大な問題を日本の大臣諸君がああさうですか、ごもっともでございます。ソ連はさういふことをやつて下さい。ところが、ソ連はおどかし何か知りませうけれども、さういふ基地を貸してゐる国も同罪であるからして、報復する、さう言つてゐる。これはさういふやうなことはないでしうけれども、さういふ不安が日本の国民の中にあるのですから、ですから日本の政府としてはもう少し自主性を持つて、アメリカの政府と、さういふ方おしやるけれども、日本の国民感情はさうでございまして、あつてございまして、さういふ交渉をおやりになつてもいいと思つてゐる。そこで先ほど航続距離といふことをおつしやつたけれども、それは長い航続距離を持つてゐる飛行機ならば、台湾、フィリピンに行つたつて何も差し

つかえない。日本にいたなければならぬといふ理屈はないんです。さういふところがどうも私はつじつまが合わないと思ふ。なぜ日本にいなきやならぬかといふことで、さういふ向こうの方でも、何か新聞でちらつと見ましたけれども、フィリピンの方へ移動するやうなことも考へておるということも言つておるやうであります。だとするならば、日本の政府が自主的にさういふ交渉をなさる方がこれは至当じゃないかと思つてゐる、いかがですか。

○國務大臣(赤城崇徳君) 日本の政府としても自主的に動かなくちゃならぬといふことはお説の通りであります。さういふ事件がありましたから、日本としても黙つてゐるわけではありせん。向こうにまあ半ば抗議的なことで照会をし、抗議的な申し入れをしたわけでありまして、ところが、これは個人的な約束とは違ひまして、アメリカ政府が日本政府に保障するといふ約束でございます。でありますから、私は国を立ててゐる以上、向こうの政府の約束であるといふことであるならば、これはそれを不信だといふやうなことまでは、私は政府としても今不適当だ、さういふやうに考へております。しかしお話の趣旨はよく私はわからぬわけではございません。

○大倉精一君 何か時間をお急ぎになつておるやうだが、重大な問題だから、もう少し聞きたいと思つたのだが、私はU2という飛行機を見たことはありませんが、いろいろ報道されてゐるところにより、あるいはまた新聞写真等によつてさういふに判断をしますといふと、これはいわゆる高高度から偵察をするのに最も都合のいい飛行機だといふことが大體常識でわかるだらうと思ふ。そこでアメリカがさういふことはやりませんと、さう言つておつても、もし方一の国際状態緊迫したときにおいて、それじゃこの黒い飛行機は日本の厚木にぽこんとおつて、決して向こうに参りませんといふことで済むかどうか、これは常識です。私は一つの常識として、あるいはさういふことを考へても、この飛行機は高層上空において、この地球上におけるあらゆる事態に対して偵察をするのに最も都合のいい飛行機にできておると私は思ふ。さういふものをあなたの方で、一片の政府の約束だ、個人じゃない、政府が大丈夫だといつておるから大丈夫でしうといふことだけでは済まぬと思つてゐます。で、これでフィリピン、台湾へ移動して、そして気象観測ができないといふんなら、これは問題はあるかもしれないけれども、さういふ言つたやうに、非常に長い航続距離を持つておるんですからして、フィリピンからアリューシャンまで行けます、この飛行機は、ですからさういふ点からいつても、気象観測だけである、これがほんとうだとするならば、さういふやうな交渉をなさつても何も差しつかえない。それによつて、かえつてますますアメリカと日本との間がスムーズにいくんじゃないですか。国民の疑惑のままだ、あつてゐるものがちよこんと日本の中におる、何か気味の悪いものがある。で、さういふやうなことは、ますますもつて外交問題としてますますいふんじやないか。しかも衆議院におけるところの外務大臣等の答弁を見ますとい

ら偵察をするのに最も都合のいい飛行機だといふことが大體常識でわかるだらうと思ふ。そこでアメリカがさういふことはやりませんと、さう言つておつても、もし方一の国際状態緊迫したときにおいて、それじゃこの黒い飛行機は日本の厚木にぽこんとおつて、決して向こうに参りませんといふことで済むかどうか、これは常識です。私は一つの常識として、あるいはさういふことを考へても、この飛行機は高層上空において、この地球上におけるあらゆる事態に対して偵察をするのに最も都合のいい飛行機にできておると私は思ふ。さういふものをあなたの方で、一片の政府の約束だ、個人じゃない、政府が大丈夫だといつておるから大丈夫でしうといふことだけでは済まぬと思つてゐます。で、これでフィリピン、台湾へ移動して、そして気象観測ができないといふんなら、これは問題はあるかもしれないけれども、さういふ言つたやうに、非常に長い航続距離を持つておるんですからして、フィリピンからアリューシャンまで行けます、この飛行機は、ですからさういふ点からいつても、気象観測だけである、これがほんとうだとするならば、さういふやうな交渉をなさつても何も差しつかえない。それによつて、かえつてますますアメリカと日本との間がスムーズにいくんじゃないですか。国民の疑惑のままだ、あつてゐるものがちよこんと日本の中におる、何か気味の悪いものがある。で、さういふやうなことは、ますますもつて外交問題としてますますいふんじやないか。しかも衆議院におけるところの外務大臣等の答弁を見ますとい

うと、何かわからぬからアメリカの方にお伺いをして、そして答弁します。次のときには、アメリカへお伺いしましたところが、アメリカはこうこう言っております。これが答弁、これは答弁じゃなくて報告ですよ。何も自主性も何もないことなんです。ですからこの際、私は防衛庁長官として、あの黒いジェット機は、日本の領域外に移動してもらいように話し合ひをして、交渉じゃない、話し合ひでいいですよ、了解を取りつけるべきだ、こう思うのですが、再度一つお考えをお述べ願いたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 繰り返して申し上げるようですが、大倉さんのような疑いは国民の疑いでもありませんので、私もとしてはアメリカの正式の保障を求めたわけでありまして、その保障のことは、先ほど申し上げたような事情であります。将来において、いろいろ考へることはありましようけれども、現在におきまして、私はアメリカ政府の保障というもので、まあ国民の心配というものは一応除きたい、こういう考へ方でもあります。

○大倉精一君 それじゃ将来もしこの黒い飛行機が、フィリピンなり台湾なりに移動した場合に、これは日本政府の関知するところじゃなくて、アメリカが自発的に向こうへ行つたものと考えていいのです。日本は何もそれに発言もしなかつたと考へてもいいのです。向こうでさういふことも考へられると言つていいのですから、当然これは相談すべきじゃないですか、アメリカと。あなたはこれでもって日本国民の不安を除きたいとおっしゃる。決して除かれませんか、これは。除

かれませんか。今度のパリにおける首脳会議によつても、第一発がこの問題じゃないですか。その世界的な、国際的な大きな問題になつてゐる、ガンとなつてゐるものが、三機日本にちゃんと入つてゐる。なぜこれを日本に置いておく必要があるか。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは二つに分けて考へなくちゃならぬと思ひます。ソ連の領空侵犯、これは情報活動もするといふことは、軍として当然のことでもあります。情報をとらなくては軍の存在はないと思ひます。ただ情報活動をするのが、違法な形において、ことに氣象観測用の飛行機をもち、領空を侵犯して情報をとる、これは私は確かに国際法のにも違法であり、またソ連の国内法からいつてもさういふことは許すべからざるものだと思ひ考へます。しかし本来の目的が氣象観測であり、日本において使用してゐるのも、さういふこと以外に使用してゐないこと、また使用しない、領空侵犯といふことにつきます。さういふおそれのないように敵に命じてゐるし、さういふ行動をとつてゐる、さういふ保障があるのでありますから、それ以上はこの情報問題で領空を侵犯するおそれがあるからといふことだけで、私は退去を命ずるといふんです。さういふことは少し早いと思ひます。さういふ疑いがあるから、私も思ひましたし、アメリカ政府の保障を得たわけでもあります。今の段階におきましては、繰り返して申し上げるようでありまして、その保障の限度にとどめてゐるといふことが適當であらうと思ひます。しかし向こうで退去するといふことでありますならば、これは

私も何もこれを拒否することもありませんし、またさういふ事態が出るか出ないかといふことの予想は今はっきりわかりません。さういふ場合に、別に拒否する理由は一つもないわけでありまして。

○大倉精一君 くだいようですけれども、さらに今の御答弁の中からお伺ひしたいのですけれども、軍の活動として情報収集はこれは当然だ、これはやはり情報が必要ならば、戦争あるいは作戦はできぬと思ひます。そこで今度の問題に對して、アメリカにおいては、この越境情報活動といふものは、むしろそこを向こうもやつてゐるから、こっちもやるのはあたりまえだ、世界どこの国でもやつてゐるのだ。だからこちらではやるのは別に不当じゃないといふような、さういふ意味の発言をしておられますが、それに対して長官、どうお考えになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私はあのアイクの発言を、今お話のようにとつておりません。情報活動をお互いにするといふことは、これはお互いにしてゐることで、何も変わったことじゃないといふ原則的なことを、私は言つたのだらうと思ひます。しかしその情報活動をやるのが、違法な行為によつて、すなわち外国——相手国の領空を侵犯して、さうしてその情報活動をやる、さういふことがこれは悪いといふことは、私はアメリカ政府でも認めてゐると思ひます。率直に。ただ一般的にいつて、情報活動を合法的な形で、国際条約に違反しない形でとるといふことは、これはお互いこの国でもやつてゐるのじゃないか、さういふことだと思ひます。だから情報活動をす

るために、領空侵犯を犯してさうしていいのだといふことは、私は決して言つてないと思ひます。これは国際法から見ても、あるいはそれぞれの国内法からいつても違法であります。それまでしてやつていいとは思ひません。さういふふうには私は解してゐるのをごさいます。

○大倉精一君 これはどうしても私は納得できないのですが、将来もこの黒い飛行機が情報収集活動をしなかつたアメリカ側が言つたから、それでいいんだといふことは、私はどうしてもそれは信用できない。なぜかといへば、あなたは防衛庁長官として、昔でいうなら軍司令官、一朝事があった場合には戦争しなければならぬのです。これは情報収集活動をしなかつた作戦なんてできるはずないです。戦争になつて、風雲急を告げてから情報収集をしなうなんて、そんなばかげたことありませう。平生あらゆる手段を尽くしてスパイ活動をやるのです。これは戦争といふものの現実としては当然なんです。それをあなたは、アメリカが、さういふスパイ活動をやらなかつた、さういふのだから大丈夫だ、これは私は、どんなにしろとも、さうかといつて安心できるものじゃないと思ひます。ですから、私はこの黒い飛行機が、あるいは領空を侵犯して高高度からスパイ活動をすると思ひます。見つかつたら見つかつたときで、またいろいろ口実を設けるでしよ。おそろく見つかつなければ、それはほかおぼろだ。しかし、ソ連であらういふ事件が起こつたから、当分鳴りを静めて、当面は行かぬでしよ。行かぬでしよが、あの黒い飛行機が行かなければ、また変わったもの

で行くかもしれませんし、とにかく、戦争といふものを前提にすれば、平生から、当然領空を越えるなり、あるいは秘密に上陸するなり、あるいは大使館その他のいろいろなものを通じてスパイ活動をし、情報を整備し収集する。一朝事があった場合には直ちに役に立つ情報活動をする。これはあたりまえですよ。それをあなたは、あれは情報活動しない、だから大丈夫だといふことを、これはまさか本気で言つておられるのじゃないと思ひますが、非常に危険ですよ。ですから私はこれ以上質問はしません。しませんが、あの黒い飛行機は、言うところの氣象観測だけであるならば、台湾、朝鮮あるいはフィリピンからでもちつともさしつかえありません。向こうの方から氣象観測をやつてもさういふに、当然これは交渉なさるるようには私は強く要望します。国民もおそろくそれを要望すると思ひます。いかがですか、全然さういふことはできませんか、今の段階では。

○国務大臣(赤城宗徳君) できないといふことじゃありません。現段階におきましては、アメリカの政府の正式な保障がありますから、これをフィリピンに行つてくれとかなんとかといふことは、交渉する段階ではない、現在さう考へております。

○大倉精一君 運輸大臣に最後にお伺ひし、また要望するんですけれども、この第二百二十何条によつて、外国の公共団体に属する飛行機ですか、これは許可は要らぬのですが、将来においてもさういふ問題が出ると思ひます。それは日本の上空は、これはもう外国の飛行機、特にアメリカの飛行機が相当

の活動をやっておると思うのですから、そういう飛行機に対して、これは許可は要しなくても、このような重要な事項については、やはりその行動の内容なり何なりは絶対お知りになっておる。それでわれわれが委員会でお尋ねすれば、それはちゃんとお答えしてもらえ。こういう場合にやってもいいと思うのです。こういう重大な問題を、今ここで運輸大臣にお尋ねしても、さっぱりわからぬ。これからあいつ聞いておこう、こういうことでは非常に不安です。ですから今後もういろいろ問題については、アメリカ軍と、日本の行政大臣として自主的にいろいろタツチして、その情勢を知っておいてもらいたい、こう思うのです、いかがですか。

○国務大臣(橋樑渡君) 今おっしゃったことはごもっともでありまして、やはり日本の航空行政の上からいって、できるだけアメリカとの間にも、そういうような場合において情報を提供してもらい、こちらからもインフォメーションを出した場合に一つ答えてもらいうようなことに持っていきたい、こう思います。

○大倉精一君 関連して、防衛庁長官にお伺いしますが、今、アメリカからそういうことはしないという約束があったと言いますが、これは協定かなんか、文書によって、お互いに効力があるような方法によって約束し合うという、そういう御意思があるのですか。ただ文書回答だけなんですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 大使館を通じて、アメリカ本国から保障を求めたわけでありまして、アメリカ大使館から文書をもつて、そういうことを保障

する、こういう書類が外務省にきておるわけでありまして。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。

○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ。

○大倉精一君 そこで法案の内容について、二質問するのですけれども、今度は、航空灯をつける責任、義務を建物の所有者に負わせることになるのですが、その所有者が航空灯をつける能力がないというような場合、これはあるかどうかわかりませんが、そういう場合どうするのですか。

○政府委員(辻章男君) 航空灯をつけなければならぬような者がつけなければ、国がつけまして、これをいわれる代執行いたしまして、費用を国から責任者に請求するというふうな手続をとるわけでありまして。

○大倉精一君 それから、防衛庁に航空管制を移管するということがあるのですけれども、それは条文がありますが、この移管をしない飛行場の管制はどういう工合になるのですか。防衛庁の使つておる飛行場で政令で定めるものとなつておられますね。防衛庁の使つておる飛行場で、航空管制を防衛庁に移管しない飛行場の管制、これはどういうことになつておられますか。

○政府委員(辻章男君) これは管制をしなければならぬ飛行場でありまして、防衛庁に移管しないものにつきましては、運輸大臣がやっていくという建前になつております。

○大倉精一君 それからもう一点お伺いするのですが、今度は修理工場等について、運輸大臣が認定をし、この認

定した工場のやつたものは無条件にと、こうなるんですね、そこでその工場の修理したもの、あるいはその手にかかったものが事故を起こした場合、どうなんですか、賠償責任はどこにあるんですか。

○政府委員(辻章男君) これは個々のケースについて違ふと思うのでございしますが、少なくとも運輸大臣が認定をした工場のものが原因になりましたる事故が起つたという場合には、やはりその製品に瑕疵があれば、その製品を作つたところに責任があることになりまして。

○大倉精一君 そこで認定した工場が修理なり、その他の取り扱いが不十分であつた。欠陥があつて、それが原因で事故が起つた、こういう場合には工場に賠償責任がありますか。

○政府委員(辻章男君) やはり民事上の責任はあると思います。

○大倉精一君 そういう点は、私はちよつと気がついたのでお尋ねしたわけですが、これは運輸大臣が認定するのですから、相当責任を持った体制がとれないと、事故が起つた、あるいはその他の場合において非常に不明瞭なものになるのじゃないか、こういうことを非常に心配するのですが、これはやはり工場がその責任を持ちますね。

○政府委員(辻章男君) やはりその工場に責任があると思います。ただ、そういうふうな工場を認定したことに、認定することがわれわれの方の運輸省関係におきまして瑕疵がありますれば、そういう行政的な責任はあるいは、たまたま今は一品々々検査をして

おるのでございますが、あるAという備品を手備に、いわゆる予備品証明でよろしいということ、それを使つたところが、その検査に過失がありました、その品物の瑕疵を発見し得なかつたがために、ある事故を起こしたというふうな場合と同じであらうと考えております。

○大倉精一君 一応これで終わります。○委員長(平島敏夫君) 他に御質疑はございませんか。――御質疑もないようでございますから、質疑を終局し、討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願います。なお、附帯決議案につきましても討論中にお述べを願います。

○中村順造君 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に對しまして附帯決議をつけて賛成をしたいと思います。

最近の航空交通の事情は、ジェット機等大型高速機も加わり航空交通量は著しく増大される傾向にある。かかる航空交通管制施設には極めて不備のものもあり、管制官の処遇も不均衡と認められ、加えて自衛隊との共同使用の飛行場については、その運営上改善を要する余地の多いことを認める。かかる現状では航空の安全に万全を期し難い。

よつて政府は、本法施行に際し速かに左記の措置を講ずべきである。

一、自衛隊との共同使用の飛行場については、これを分離する方針を

確立しその実現に努めること。
一、航空交通の現状に即するよう管制施設の整備拡充を図ること。
一、航空交通管制官の責任体制を確立するとともに、その待遇改善に努めること。

この附帯決議をつけまして、特にこの際要望いたしますが、従来の附帯決議でありますと――ただ附帯決議として終わることなく、誠意をもつてこの決議の内容を実施されることを要望いたします。私は本案に對する賛成をするものであります。

○委員長(平島敏夫君) 他に御発言もなければ、討論を終局し、採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(平島敏夫君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、先ほどの討論中に述べられまして附帯決議案について採決を行ないます。本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(平島敏夫君) 全会一致と認めます。よつて本決議案は全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(橋樑渡君) ただいま航空法の一部を改正する法律案につきまし

て、満場一致御決定を願いましたことは、まことに感謝にたえません。なお、附帯決議の点につきましては、十分にその趣旨を尊重して、実現に努力する覚悟であります。

なお、本委員会を通じて、いろいろと航空行政等について、また、その他の問題につきましても有益なる御質問をいただきましたことは、深く感謝を申し上げ、そのいろいろの御議論等を尊重いたしまして、運輸行政の万全を期したいと思ふ次第であります。どうもありがとうございました。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 次に、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の補足説明を願います。
○政府委員(山内公敏君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

まず、第二条関係について申し上げます。

本条の改正は、旅客運賃の等級についてであります。現在旅客運賃の等級は、一、二、三等の三等級制となっております。しかし、現実には、一等車は特急「つばめ」、「はと」の二往復に連結されているにすぎません。しかもこれらの特急も本年六月には電車化され、新しい設備になりますので、この際、旅客運賃の等級を二等級制にすることにいたしました。

なお、この場合の呼称であります。従来通り一等、二等と呼ぶこととし、現在の二等を一等に、三等を二等に改めることといたしました。

次に、第三条関係について申し上げます。

本条の改正は、普通旅客運賃の貨率についてであります。現在、普通旅客運賃の三等貨率は、営業キロ一キロメートルごとに百五十キロメートルまでは二百四十銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは二百六十銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは二百八十銭、一千キロメートルをこえる部分は五十銭の四地帯制となっており、相当大幅な遠距離運賃制を採用しております。このため、たとえば東京一鹿児島間の運賃は東京一沼津の運賃に比較してキロ当たり約五割五分も割引されている結果となっており、従ってこの際、このように大幅な遠距離運賃制を原価主義によつてある程度修正し、運賃負担の公平をはかることといたしました。すなわち、営業キロ一キロメートルごとに三百キロメートルまでの部分については二百四十銭、三百キロメートルをこえる部分については二百二十銭の二地帯制といたしました。

なお、改訂一等の貨率は従来通り改訂二等の貨率の二倍といたしました。なお、この改正に伴う遠距離旅客の負担増は、急行等の料金の引き下げによつて緩和し、従来とほとんど変わらないよう措置する方針であります。

次に、第五条関係について申し上げます。

本条第二項の改正は、先に申し上げたような旅客運賃等級の改正に伴なつ

て、三等を二等と改めたものであります。

次に、第六条並びに第九条の二関係について申し上げます。

第六条並びに第九条の二の改正は、これまで法定事項であつた特別急行料金の認可事項とすることについてであります。近年わが国の国内輸送の分野におきましては、自動車、航空機の発達著しく、国鉄としてもこの情勢に対処していくためには、輸送の実情に応じた弾力性を持ったサービスを上向させる必要があり、このため、これらの料金は本来、付帯料金のことであり、この際、運輸大臣の認可事項とした次第であります。

なお、急行等の料金は、これを引き下げて、急行列車を利用しやすくするとともに、遠距離運賃制の是正による旅客の負担増を緩和し、旅客の負担においては従来とほとんど変わらないよう措置する方針であります。

次に、第七条関係について申し上げます。

本条第二項の改正は、貨物等級制度の改訂に伴う法律別表の改正についてであります。

力に重点を置く貨物等級に原価主義を加味しようとしたものであります。

最後に附則関係についてであります。

附則の改正は、さきに申し上げたような旅客運賃等級の改正に伴つて、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法、通行税法、公職選挙法及び国家公務員等の旅費に関する法律中に規定された「三等」を「二等」に、「二等」を「一等」に改めたものであります。

以上が本法律案の内容であります。○委員長(平島敏夫君) 本案に対する質疑は後日に譲り、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時二十三分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路運送法の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二八六六号)(第二八七八号)

一、東急高速鉄道新玉川線早期実現に関する請願(第二八七四号)

第二八六六号 昭和三十五年五月二日受理

道路運送法の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区下倉田二五〇 金沢秀雄

紹介議員 小柳 勇君

現行道路運送法は、戦後新憲法に基づいて真に民主化された法律が次々と制定されたものの中で最も立ちおくれたものであり、かつまた各条章にわたる戦時中の官僚統制的な色彩が、きわめて濃厚であるばかりでなく、自動車運送事業の民主的発達をむしろ阻害していることは多くの学者、有識者によると

より、世論一般のひんしゆくとなりを集めているところである。従つて本法改正に際しては、その主眼点を現行法の幾多の根本的欠陥を改めることに置き、その生活権を確保するため、憲法に保障された職業選択の自由を基本とした営業権を民主的平等に開放して、近代的自動車運送事業が整然として発展するよう根本的に改正すべきであるにもかかわらず、今回の改正案は、いたずらに罰則規定だけを強化して現行法の矛盾を、こさしようとするものであつて、これでは自動車運送者の人権をじゆりんし、運輸行政をさらに混乱におとしめ、ひいては社会秩序をみだすことになるから、今次政府提出の改正法案を原則的に廃案とし、あらたに議員立法による改正措置を講ぜられたいとの請願。

第二八七八号 昭和三十五年五月四日受理

道路運送法の一部を改正する法律案反対に関する請願(十三通)

請願者 名古屋市中村区藤江町三ノ一〇一 新谷千鶴

子外十二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八六六号と同じである。

第二八七四号 昭和三十五年五月二日受理

東急高速鉄道新玉川線早期実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋町四七新玉川線促進連合会内 大場信統外十名

紹介議員 田中 茂穂君

東急高速鉄道新玉川線の早期実現を期することは、(一)玉川電車の混雑の現状は既に限界を越えていること、(二)新玉川線は二子玉川線と下高井戸線の中間に位し、両線の混雑解消のため有効適切な路線であること、(三)蛇崩川上を利用することは公共有閑地を活用する名案であり、欧米先進国においては既に例があること、(四)河川上の高架線は適当な防音しやへい装置を施せば何らの支障も認められないこと、(五)実現性の薄い全線地下鉄化を強制しても高速鉄道の早期実現は期し得ないこと、(六)きたるべきオリンピックの交通対策上も高速鉄道の早期実現は不可欠の要件であること等の理由から片時も放置することの許されない実情であるから、事態の切迫と公共の重大性を認識せられ一刻も早く東急案による新玉川線の早期実現を期せられたいとの請願。

昭和三十五年五月二十日印刷

昭和三十五年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局